



2025/01/10 14:49 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	3308010000829
地図番号	P1-12-1	筆界特定	余白		
所 在	本渡市亀場町大字亀川字錨			余白	
	天草市亀場町亀川字錨			平成18年3月27日行政区画変更 平成18年4月10日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2003番14	宅地	23:80	:	不詳 〔平成17年7月27日〕	
余白	余白	205:28	:	③2003番32、2010番45を合筆 〔平成20年4月21日〕	
所 有 者	熊本県本渡市東浜町11番12号 横山不動産有限会社				

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成17年8月11日 第7091号	所有者 熊本県本渡市東浜町11番12号 横山不動産有限会社
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成18年5月30日 第5763号	原因 平成17年11月27日本店移転 本店 熊本県天草市小松原町13番2号
2	所有権移転	平成20年4月1日 第3275号	原因 平成20年3月31日売買 所有者 天草市亀場町亀川175番地2 余宮誠
3	合併による所有権登記	平成20年4月21日 第3899号	所有者 天草市亀場町亀川175番地2 余宮誠
付記1号	3番登記名義人住所変更	平成24年3月30日 第2413号	原因 平成22年7月27日住所移転 住所 天草市今釜町8番29号 代位者 熊本県天草市 代位原因 平成24年3月30日滞納処分の差押
4	差押	平成21年2月16日 第1182号	原因 平成21年2月16日熊本県天草地域振興局差押 債権者 熊本県
5	4番差押登記抹消	平成21年7月29日 第5451号	原因 平成21年7月27日解除
6	差押	平成24年3月30日 第2414号	原因 平成24年3月30日差押 債権者 天草市
7	差押	平成29年2月22日 第1019号	原因 平成29年2月20日熊本地方裁判所担保不動産競売開始決定 債権者 熊本県天草市太田町1番地2 あまくさ農業協同組合
8	6番差押登記抹消	平成29年3月22日 第1623号	原因 平成29年3月22日解除
9	所有権移転	平成29年9月28日 第5416号	原因 平成29年9月28日担保不動産競売による売却 所有者 熊本県下益城郡美里町中小路106 合同会社クリエーションズ178
10	7番差押登記抹消	平成29年9月28日 第5416号	原因 平成29年9月28日担保不動産競売による売却

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成18年5月30日 第5765号	原因 平成18年5月2日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,880万円 利息 年3.45% (月割計算とし、1ヶ月未満の期間は年365日の日割計算) 損害金 年14.5% (年365日日割計算) 債務者 熊本県天草市小松原町13番2号 横山不動産有限会社 抵当権者 熊本県天草市南新町9番地2

			本渡五和農業協同組合 共同担保 目録(注)第6637号
2	1番抵当権抹消	平成19年2月1日 第808号	原因 平成19年1月31日解除
3	抵当権設定	平成20年4月1日 第3276号	原因 平成20年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金9,500万円 利息 年2・50% (月割計算とし、1ヶ月未 満の期間は年365日の日割計算) 損害金 年14・50% (年365日の日割計 算) 債務者 天草市亀場町亀川175番地2 余 宮 誠 抵当権者 熊本県天草市太田町1番地2 あまくさ農業協同組合 共同担保 目録(注)第8066号
付記1号	3番登記は合併後の土地の全部に關 する	[余白]	平成20年4月21日付記
4	3番抵当権抹消	平成29年9月28日 第5416号	原因 平成29年9月28日担保不動産競売に よる売却
5	根抵当権設定	平成29年9月28日 第5417号	原因 平成29年9月28日設定 極度額 金5,800万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 熊本県下益城郡美里町中小路106 合同会社クリエーションズ178 根抵当権者 熊本市中央区水前寺六丁目29番 20号 株式会社熊本銀行 (取扱店 白山通支店) 共同担保 目録(注)第3207号

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。